

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡）を甲とする振込先金融機関口座及び土地売買契約書、請求書（前金）、請求書（残金）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成30年9月20日付けで行った不開示決定のうち、「請求書（前金）及び請求書（残金）に記載されている振込先金融機関名及び口座番号」（以下「振込先金融機関名及び口座番号」という。）については開示すべきである。

### 2 審査請求及び審査の経緯

#### （1）処分の経緯

審査請求人は、平成30年9月5日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成30年9月20日付けで本件対象保有個人情報の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成30年12月19日、実施機関に対し、不開示部分のうち「振込先金融機関名及び口座番号」の開示を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成31年4月24日、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和元年6月24日、実施機

関の職員から意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和元年7月22日、審査請求人の代理人による口頭意見陳述の聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している不開示の理由はおおむね以下のとおりである。

- (1) 死者の情報のうち、社会通念上、当該情報が請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係があるものについては、条例に基づく開示請求の対象として認められるとされている。

そして、死者の情報が、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係があると認められる場合とは、当該死者の情報が、請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報である場合や、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報である場合などであると解される。本件においては、被相続人〇〇〇〇の死亡により、同人が県に売却した土地代金は、相続によって審査請求人に帰属したと推測される（民法第882条及び第896条）が、遺産分割協議が未了であることから、当該土地代金は他の相続人と共有状態になっていることになる（民法第898条）。遺産分割未了状態ではいまだ当該相続財産がどの相続人に帰属するかは不確定であるため、本件対象保有個人情報は審査請求人自身の個人情報とみなし得るほどの密接な関係がないといえる。そこで、処分庁は審査請求人に対し、本件対象保有個人情報を審査請求人の個人情報とみなし得ることが分かる証拠の提出を求めたが、そうした証拠の提出はできないと回答があった。よって、本件対象保有個人情報は、審査請求人の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるとは言えない。

したがって、条例における開示請求の対象にならないため、不開示情報に該当するかどうかを判断するまでもなく、開示しないとした本件処分は妥当である。

- (2) 審査請求人は、「預金口座を開示しないことは、審査請求人の共有の

権利を侵害されたことになる」と主張するが、処分庁は、上記（１）のとおり、本件対象保有個人情報、審査請求人自身の個人情報とみなし得るほど審査請求人と密接な関係があると認めることはできないと判断し、不開示とした。処分庁は、条例に基づく適正な処分を行ったのであり、共有の権利を何ら侵害していない。

- (3) 最高裁判所の判例（最高裁判所平成21年1月22日第一小法廷判決・民集第63巻1号228頁）は、預金契約に基づく預金口座の取引経過の開示に係る権利行使について、預金契約上、共同相続人全員の同意は要しないと判断したものであって、当該判例は、条例に基づく保有個人情報の開示に係る行政庁の判断に影響するものではない。
- (4) 国税当局における預金口座等の個人情報の税法上の取扱いと本件審査請求に係る保有個人情報の取扱いは無関係である。

## 5 審査会の判断

「振込先金融機関名及び口座番号」の不開示情報該当性について、以下検討する。

### (1) 本件審査請求について

本件対象保有個人情報のうち、「振込先金融機関名及び口座番号」について開示を求める審査請求がなされている。

### (2) 自己を本人とする保有個人情報について

ア 条例第15条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」としている。

ところで、この個人情報とは、生存する個人に関する情報である（条例第2条第2項）。しかし、死者に関する情報であっても同時に遺族の個人情報となる場合は、当該遺族が自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができると考えられる。例えば、相続財産に関する情報については、相続人自身の個人情報とみなすことができ、開示請求の対象として認められるものがある。

イ そして、「埼玉県個人情報保護条例の解釈と運用（平成31年4月埼玉県）」によれば、死者の個人情報のうち、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるものについて

は、条例に基づく開示請求の対象として認められるとされている。

ウ ここにおいて、実施機関は、本件開示請求に係る土地代金については遺産分割協議が未了であることから、当該土地代金に関する情報については審査請求人の個人情報とみなし得るほど審査請求人と密接な関係があるものであると直ちに言うことはできないと判断した。そして、実施機関は、審査請求人に対し、本件対象保有個人情報を審査請求人の個人情報とみなし得ることが分かる証拠の提出を求めたが、それが提出されなかったことから、本件対象保有個人情報については審査請求人の個人情報とみなし得るほど審査請求人と密接な関係があるものではないと判断した。

エ しかしながら、この実施機関の解釈は狭きに失する。すなわち、民法第896条により、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することとなる。したがって、相続財産の帰属が遺産分割等により確定までしていなくとも、相続人としての資格を有していることが認められれば、当該相続財産に関する情報を相続人自身の個人情報とみなすことができるというべきである。

### (3) 本件処分の妥当性について

ア これを本件についてみると、「振込先金融機関名及び口座番号」は、相続財産に関する情報である。また、審査請求人は、本件対象保有個人情報に係る共同相続人の一人であり、相続人としての資格を有している。さらに、「振込先金融機関名及び口座番号」は、相続財産を確定するために必要な情報であり、相続人自身の個人情報として開示請求の対象として認められるべきものである。

イ また、「振込先金融機関名及び口座番号」については、条例第17条各号が定める不開示情報に該当するとは認められない。

ウ よって、審査請求人に対し、「振込先金融機関名及び口座番号」を開示すべきである。

なお、審査請求人は、本件処分のうち「振込先金融機関名及び口座番号」以外を不開示とした部分については開示を求める審査請求をしていないことから、当審査会は、「振込先金融機関名及び口座番号」以外の不開示部分の不開示情報該当性については判断しない。

### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

早川 和宏、大沢 光、東谷 良子

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成31年 4月24日	諮問（諮問第161号）を受け、弁明書、反論書の写しを受理
令和 元年 6月24日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和 元年 7月22日	審査請求人の代理人による口頭意見陳述の聴取及び審議
令和 元年 9月 2日	審議
令和 元年10月 8日	審議
令和 元年11月28日	答申